

整理番号	消防－法不－62
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの製造の許可取消
概要	市長は、第 1 種製造者が正当な事由がないのに、1 年以内に製造を開始せず、又は 1 年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第 9 条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高圧ガス保安法第 9 条 都道府県知事は、第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「第 1 種製造者」という。）が正当な事由がないのに、1 年以内に製造を開始せず、又は、1 年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記許可を取り消すかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	